

家屋敷課税を行います

1.家屋敷課税とは

1月1日現在、神流町内に住所を有しない方で、神流町内に家屋敷や事務所、事業所を有する個人の方に、個人住民税（町県民税）の均等割額（5,700円）が課税されます。これを家屋敷課税とい、土地や建物に対して課税をする固定資産税とは別の性質を有しています。

2.家屋敷とは

本人や家族が住むことを目的として、住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、また、現在住んでいなくてもいつでも自由に住める状態の建物を言います。

3.家屋敷課税の対象者

次の①～③すべてに当てはまる方が、対象となります。

毎年1月1日（賦課期日）現在で

- ①神流町に家屋敷等を有している
- ②神流町に住民登録がない
- ③当該年度の個人住民税が実際に居住されている市区町村で課税されている。

☆①～③の条件は、全てその年の1月1日時点における状況で判断されます。したがって、1月1日以降に取り壊したり、他者へ売却したりした場合は、次年度より課税対象から外れることとなります。

4.家屋敷課税を行う理由

実際に居住されていない場合でも家屋敷を有していることにより、例えば消防や防災、防犯などの観点から、各種の行政サービスが生じています。たとえ住民登録が無くても（実際の居住地で個人住民税が課税されていても）家屋敷を有する方に一定のご負担をしていただくという考え方によるものです。

5.課税の対象にならない家屋敷

次のような家屋敷は課税の対象にならない場合があります。

- ・現在、他人が居住している場合（居住者の形態にもよりますが、居住者課税の場合があります。）
- ・居住できない状態にある（老朽化等が激しく居住が困難）
- ・住所地での個人住民税が非課税である

※最近では利用していないという理由だけでは非対象にはなりません。

詳しくは下記までご連絡下さい

〒370-1592

群馬県多野郡神流町大字万場 90 番地 6

神流町役場 住民生活課 税務係 0274-57-2111 (142)